

鶴見区子ども会育成連合協議会 人権問題研修 (児童虐待勉強会) 報告書

日時：平成24年2月4日(土) 午後7～9時

場所：鶴見区役所 4階会議室 参加者：65人



今回の研修では、鶴見区役所 端野課長代理から鶴見区役所子育て支援室の取り組みについての話を聞いた後、CC テストという手法を用いて、個人個人で20問の児童虐待についての○×問題の答えを考えた後、その答えについて、もう一度グループで話し合い、グループで1つの答えを出しました。グループの話し合いで理解を深めた後には、藤本先生から「『子ども虐待』を理解する」というテーマで、虐待としつけの違い、児童虐待が子どもに与える影響等についてご講演をいただきました。最後は、「施設に保護をして膨大なお金を使ってケアをしたとしても、虐待を受けた子どもの傷は癒えるかどうかはわからない。親のしんどさに共感していくこと、予防をしていくことが大切」という藤本先生からのメッセージで研修会を締めくくりました。

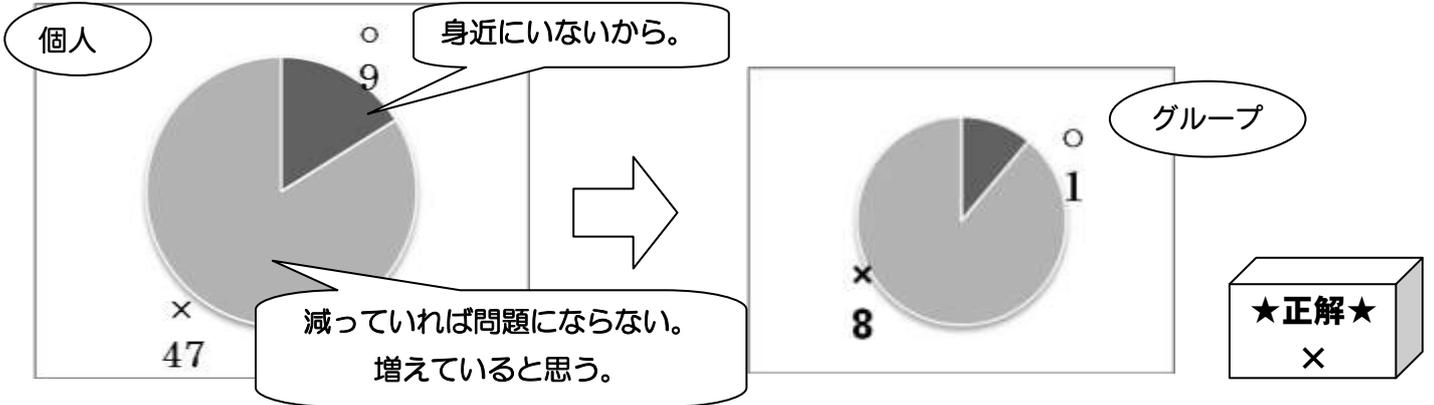
話し合いでは活発な意見交換がなされ、児童虐待についての理解を深め、「親として自分たちができること」を考えるいい機会になりました。

この報告書では、CC テストの個人解答とグループ解答の比較、その時に出された意見を中心にまとめました。

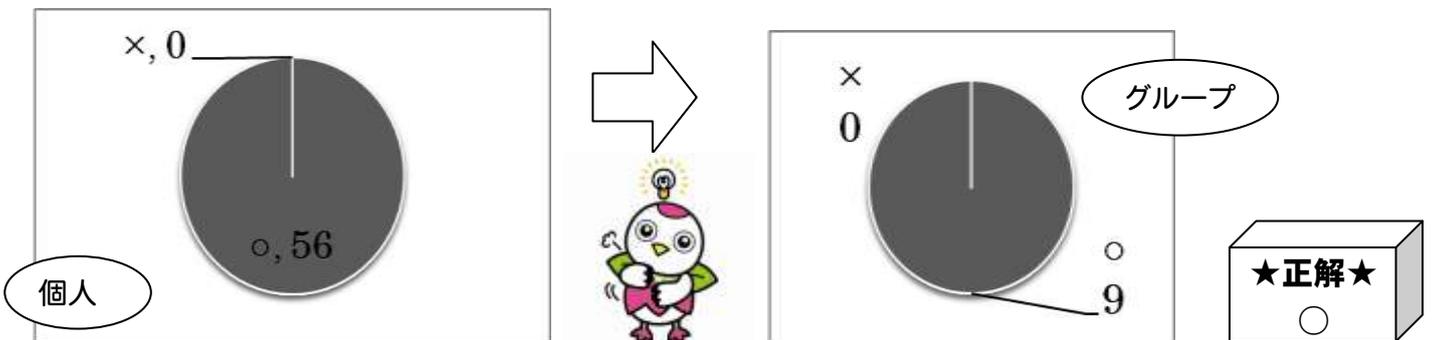
CCテストの結果まとめ

☆ 個人で考え時とグループ考えた時とはどれくらい答えが変わったでしょうか？ ☆

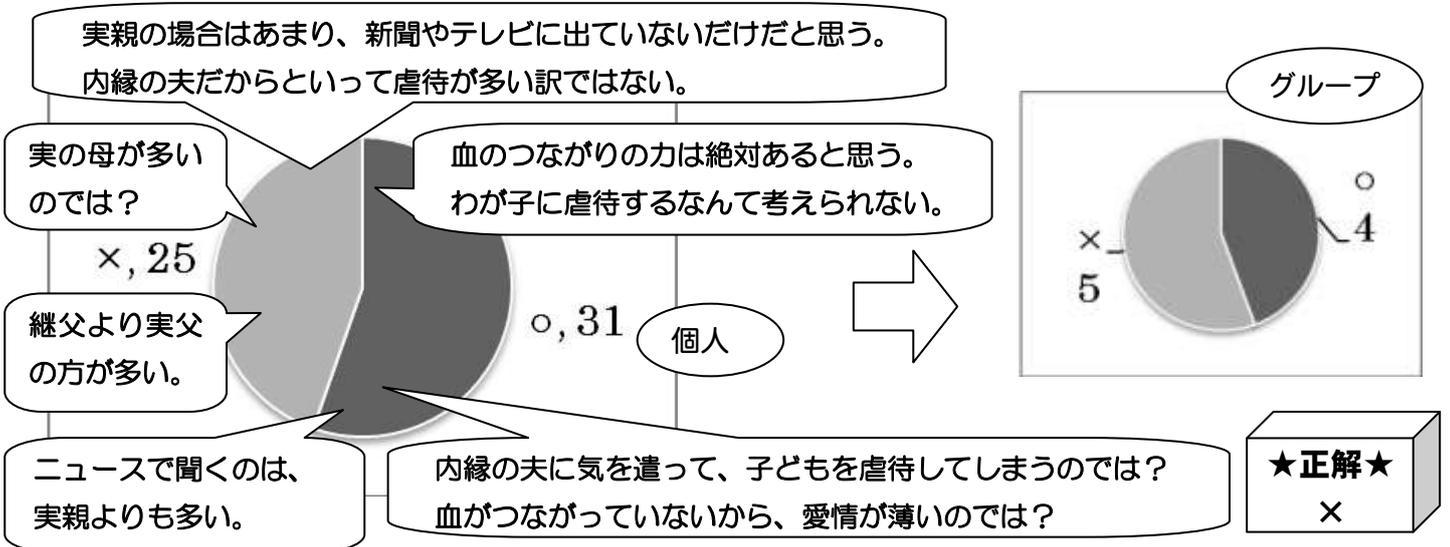
1. 平成12年の「児童虐待等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定、施行されましたが、その効果もあってそれ以降は「子ども虐待」は徐々に減少している。



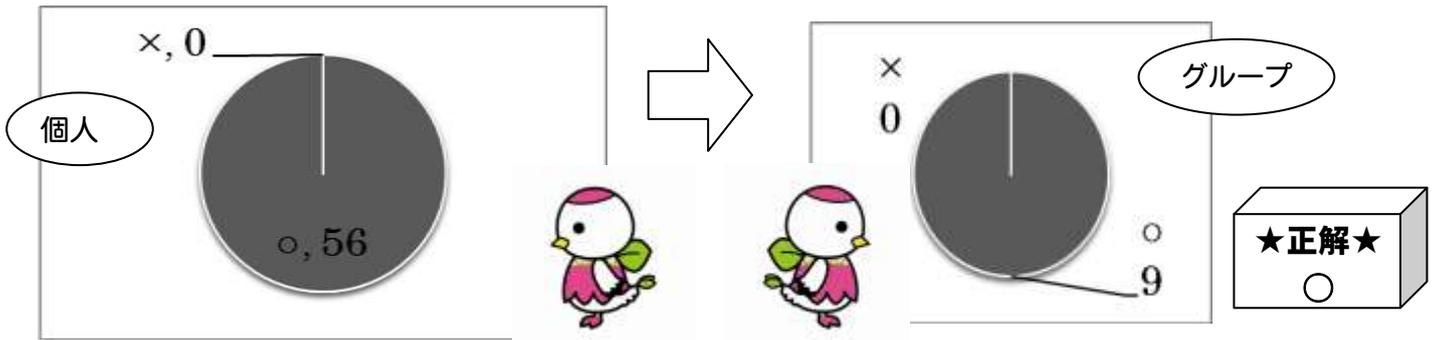
2. 「しつけ」は子どもを育てる上で大切な営みであるが、親がいくら「しつけのため」と言っても、子どもの心身に傷が残るような行為は「虐待」である。



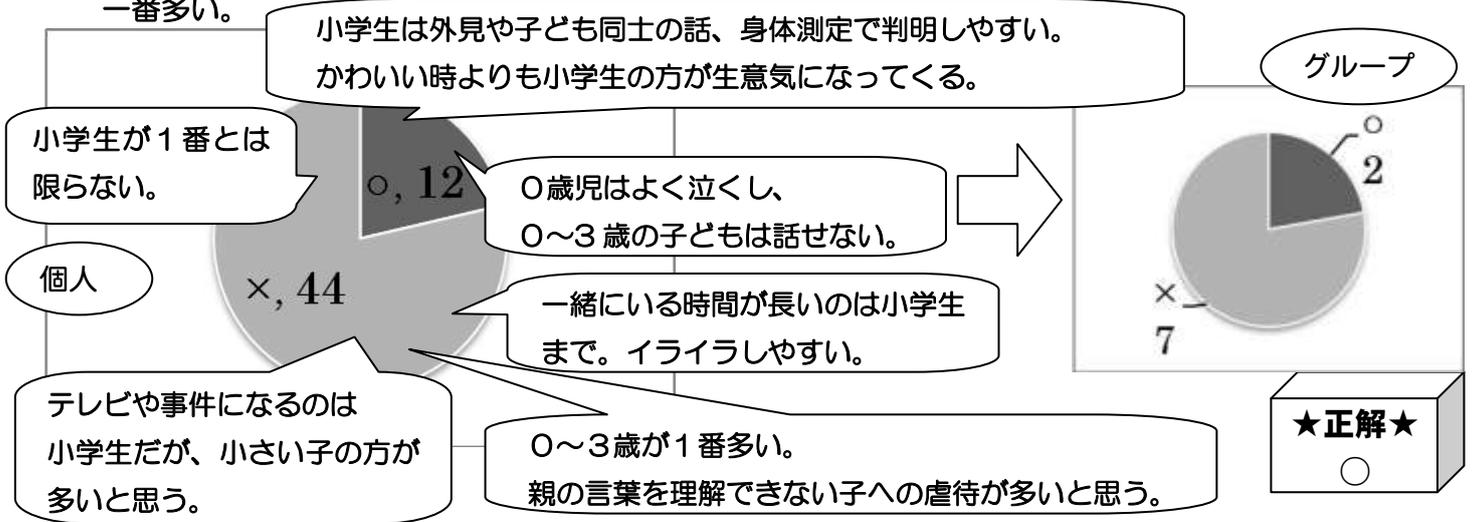
3. 虐待者は内縁の夫や継父など実親ではない者が実親よりも多い。



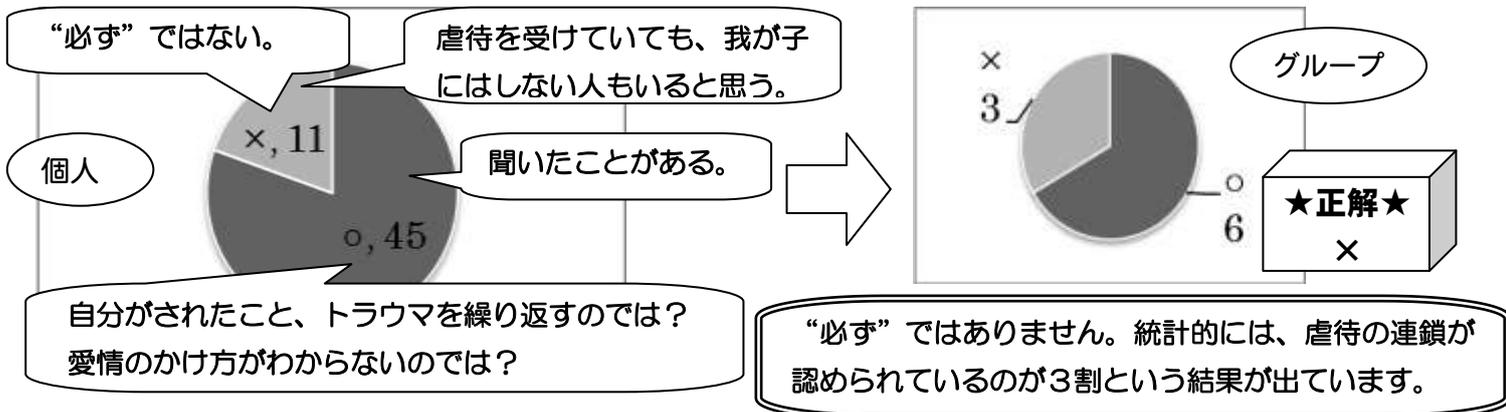
4. 虐待によって子どもの知的発達が遅れることがある。また、情緒行動面にも深刻な影響を与えることも報告されている。



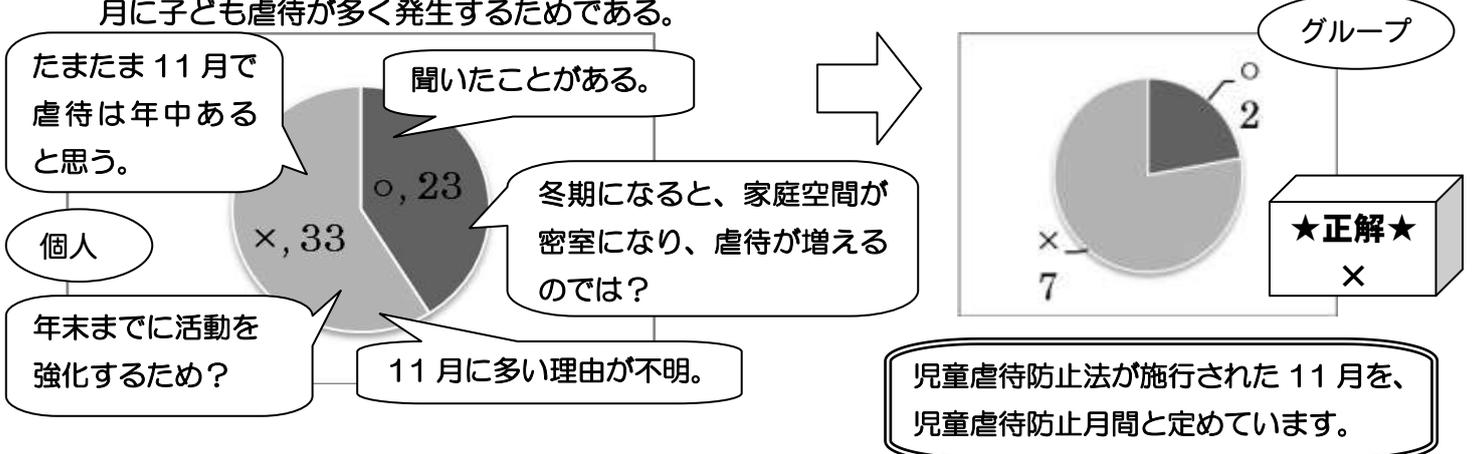
5. 虐待を受けた子どもは、0～3才未満、3才～学齢前児童、小学生、中学生以上と分ければ小学生が一番多い。



6. 虐待者は、子どもの時に親から必ず虐待を受けた経験がある。これを虐待の連鎖という。



7. 厚生労働省が、平成17年度より毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めています。これはこの月に子ども虐待が多く発生するためである。



8. 親には親権があり、我が子を懲戒する権利（責任）がある。

子どもにも人権がある。

個人

グループ

× 22

○ 34

それはやりすぎ。

“懲戒”の意味がわかりにくいけど...

× 7

○ 2

★正解★

○

9. 子ども虐待は子どもへの深刻な権利侵害であり、次回の「虐待防止法」の改正時にそのことが盛り込まれることになっている。

個人

グループ

× 3

○ 53

当たり前のことなので、もう盛り込む必要はないのでは？

もう既に入っていると思う。

× 0

○ 9

★正解★

×

既に、子ども虐待は子どもへの深刻な権利侵害であることが法律に明記されています。

10. 子ども虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の3つのタイプに分けられる。

虐待のタイプはもっとあるのでは？

個人

グループ

× 7

○ 49

放置虐待がある。

ネグレクトがある。

× 5

○ 4

★正解★

×

上記の3つに加え、ネグレクト（育児放棄）も子ども虐待であるとされています。

11. 兄からの性行為は、性虐待である。

個人

グループ

× 2

○ 54

性的だけとは言えない。心理的虐待にもなるのでは？

兄弟からでもやっぱり虐待になると思う。

× 1

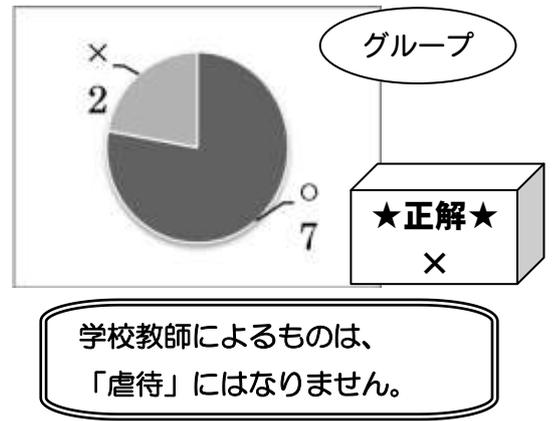
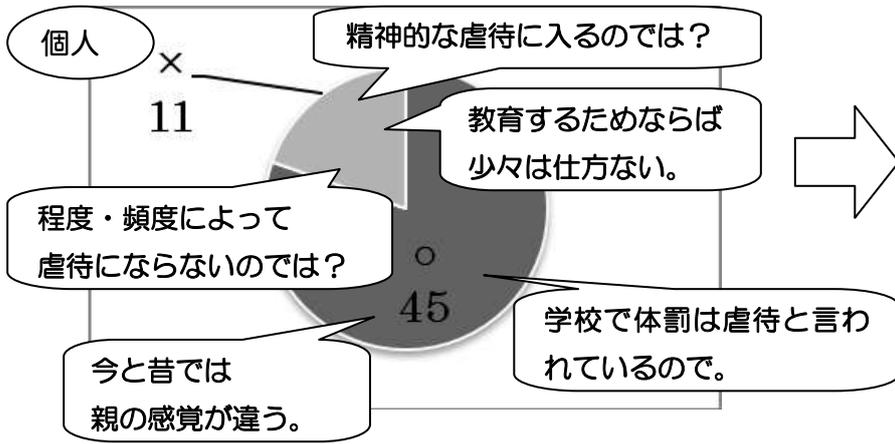
○ 8

★正解★

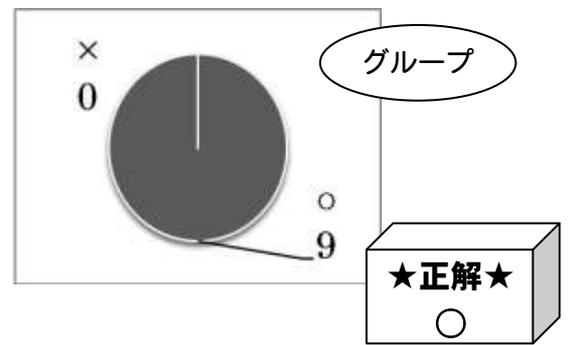
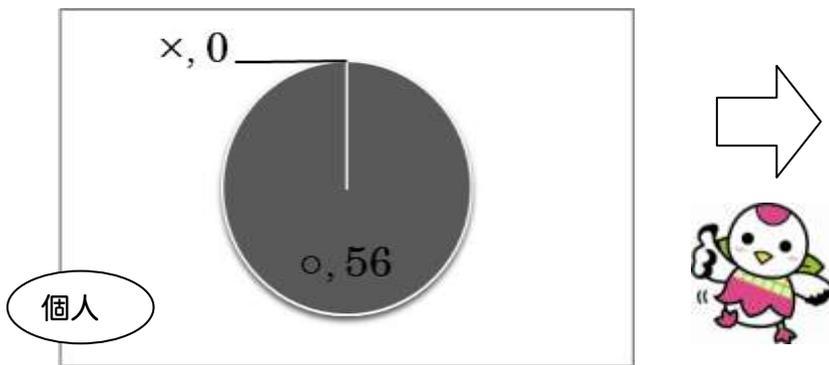
×

虐待は「保護者が～」と規定されているので、親のネグレクトということになります。

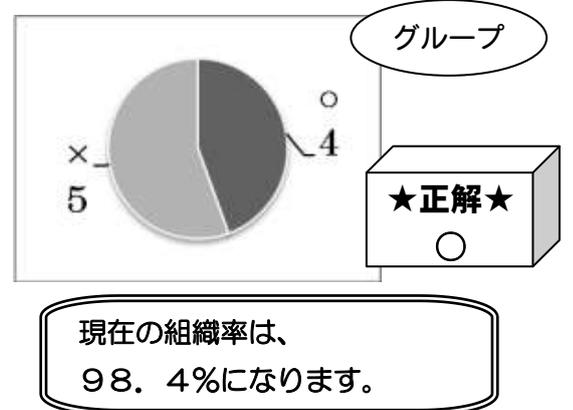
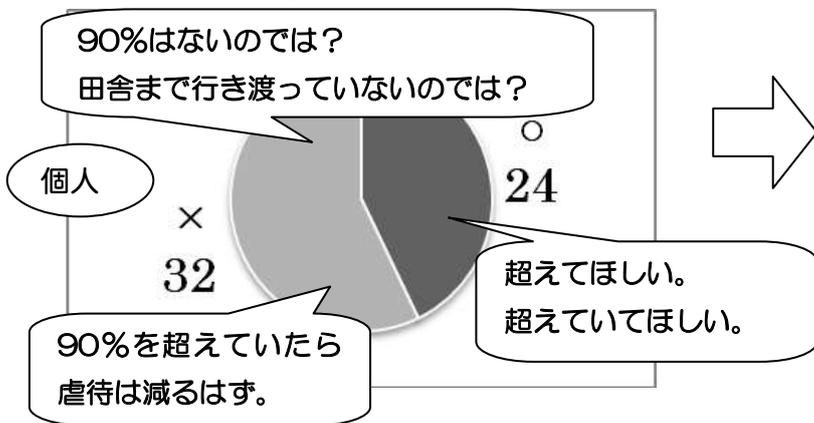
12. 学校教師による体罰は、身体的虐待である。



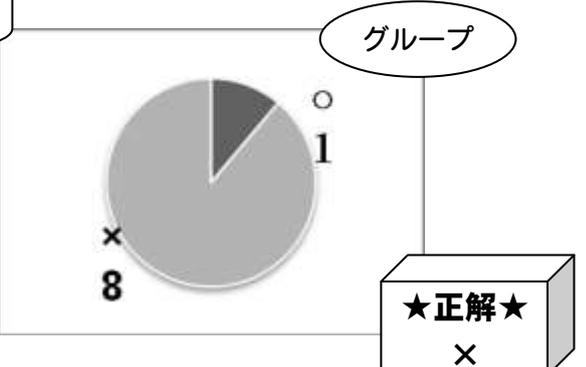
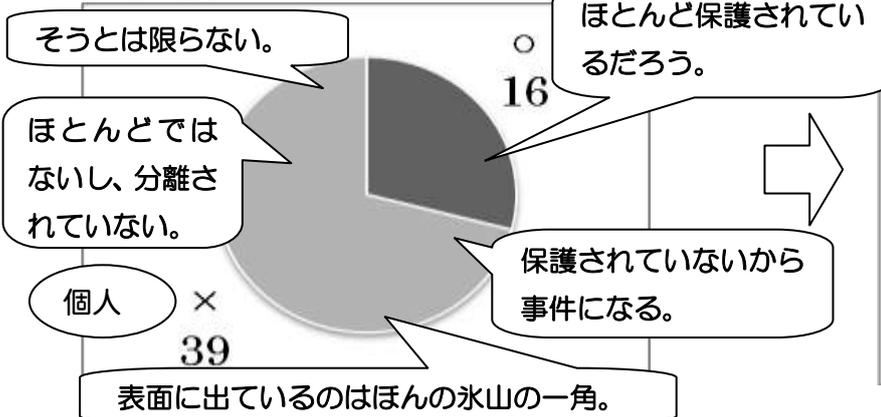
13. 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスは子どもへの心理的虐待である。



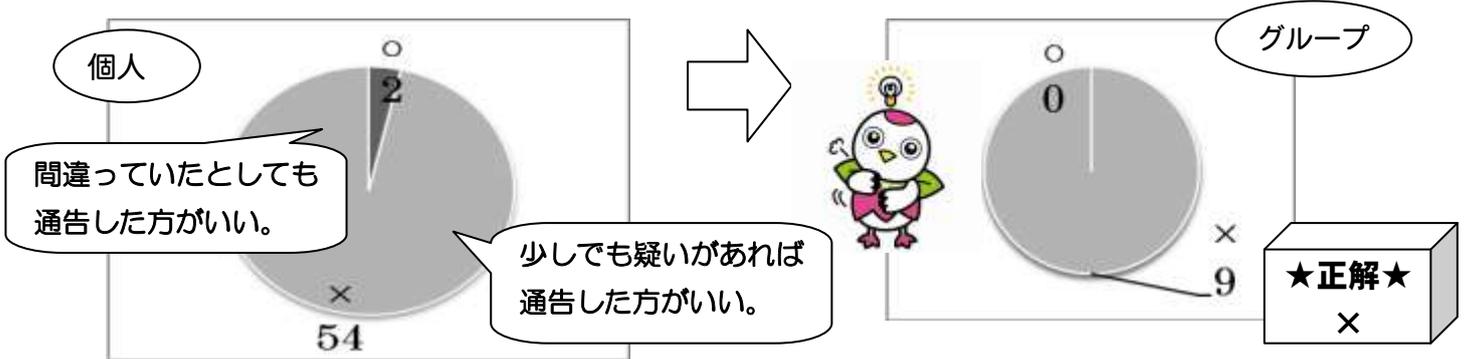
14. 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の全国での設置割合は、今、90%を越えている。



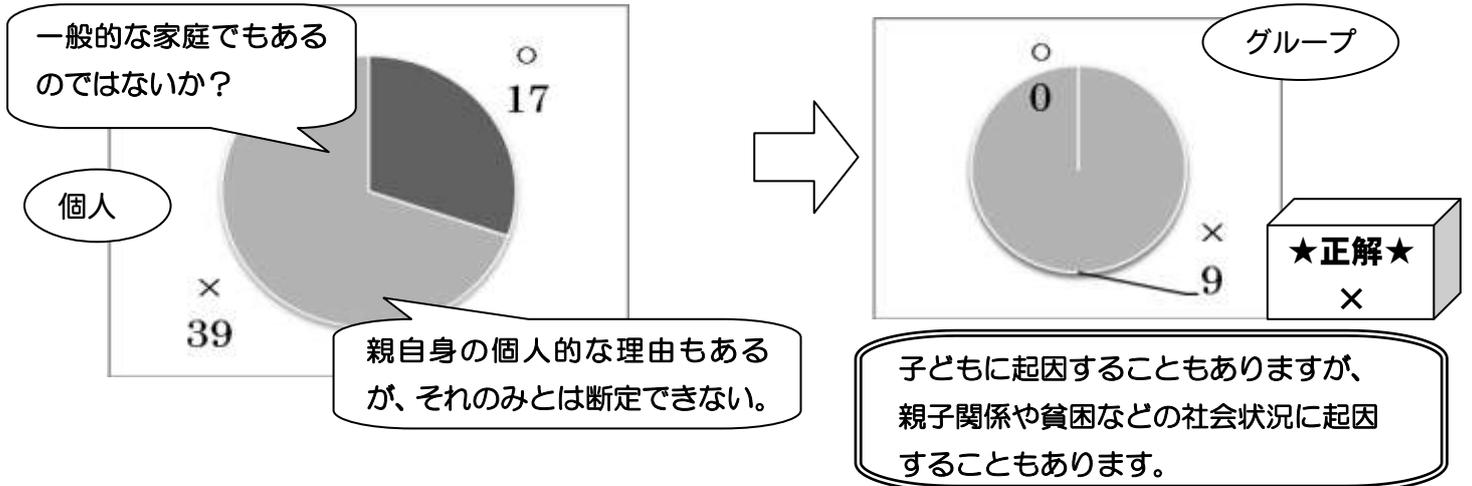
15. 虐待を受けた子どもは危険な環境から守られるため、ほとんどが親から分離され施設等に保護されている。



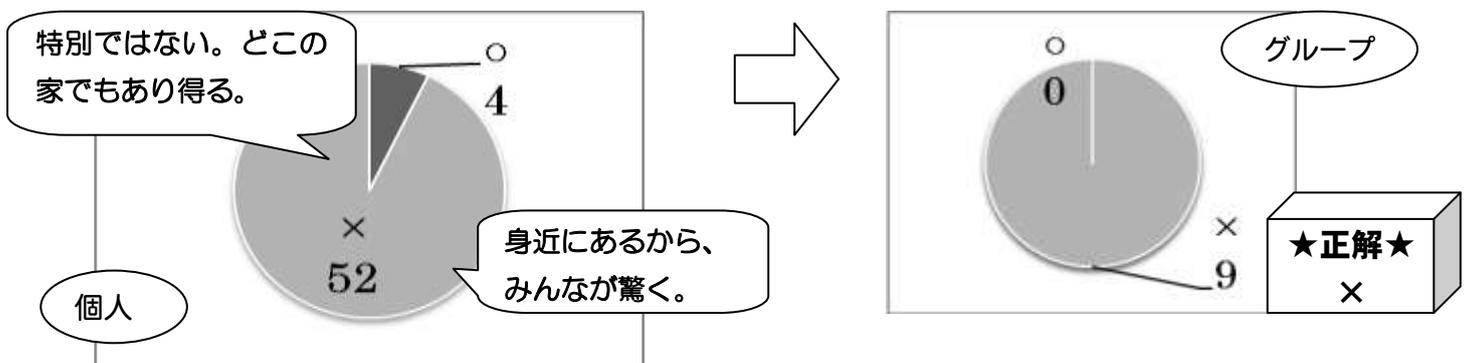
16. 子ども虐待を発見した者は速やかに児童相談所（子ども相談センター）等に通告しなければなら
ないが、虐待の疑いの段階では通告しなくてもよい。



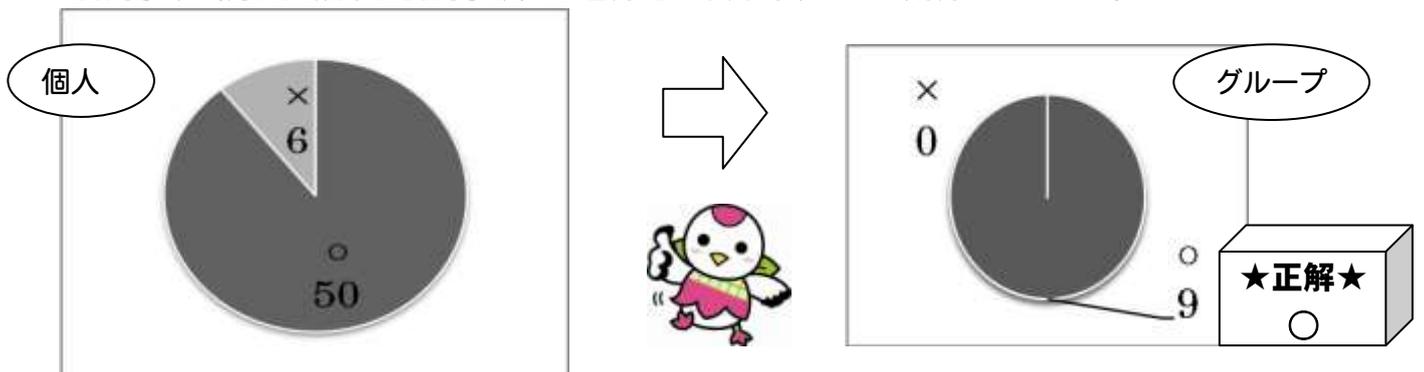
17. 虐待は、親に人権や暴力について正しい知識や情報がない、親に心身の健康面で問題がある、アル
コール依存症や薬物中毒があるなど親自身の個人的な理由で発生する。



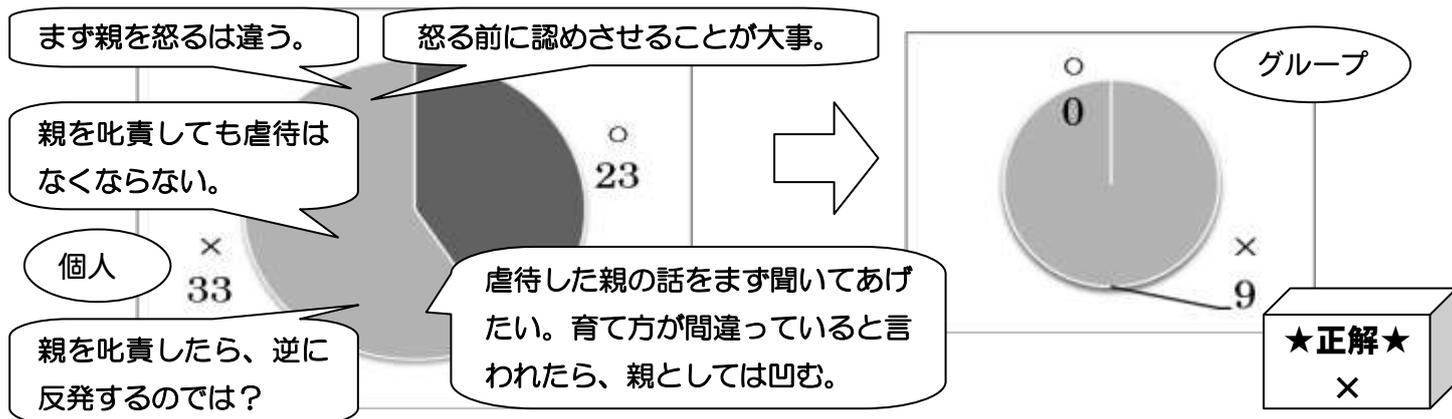
18. 子ども虐待は、特別な家庭の特別な問題である。



19. 今回の改正児童福祉法に謳われた「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援 訪問事業（育児支援家庭訪問事業）は虐待発生予防対策として期待されている。



20. どんな理由があろうとも、虐待は許されないことなので、まず虐待した親を叱責して、育て方が間違っていることを認めさせることが重要である。



< 得点表 >

グループ		1	2	3	4	5	6	7	8	9
不一致件数		9	10	11	14	13	9	10	12	11
個人解答	最高点	70	80	65	100	70	65	70	65	80
	最低点	55	55	40	45	35	50	45	45	55
	平均点	61.7	62.1	50.8	63	56.7	58	55	54	67.5
グループ得点		65	70	60	75	70	60	50	60	75
効率		8.67	20.8	18.6	32.4	30.7	4.76	-11.1	13.0	2.8

☆ 効率の高いグループがいい話し合いをしたグループです ☆



研修会を終えて・・・ (アンケートより)



- ・CCテストは初めてでしたが、グループで意見を出し合い、とても楽しく、また勉強になりました。自分が児童虐待について、改めて気にかけるきっかけとなりました。小学校 PTA 活動でも取り入れてはと思いました。
- ・児童虐待という難しい内容を「CC テスト」というやり方でとてもわかりやすく、楽しく学べました。去年よりも勉強になりました。
- ・自分の認識と実際とは思い違いもあり、改めて虐待に対する認識が変わってきました。わが子や周りの子どもたちとの関係も見直すことができました。
- ・親子共々、話せる人、信頼できる人の存在が手助けになると感じますので、ネットワークを大切にしていきたいと思います。
- ・子どもたちの立場で守るということを改めて理解できました。傷が深くないように、早期対応や予防策への力を注いでほしいし、地域でできることを少しずつ取り組みたい。
- ・虐待防止は近所づきあいがとても大事。本当にあいさつなどからの声かけだけで違うと思います。
- ・決して虐待はしてはいけないこと。する側・される側、どちらも心や体に傷を残してしまう。まわりの大人たちが子どもたちを守らないといけないと思いました。
- ・他人事ではないと思い、子どもに対する対応を考えさせられました。



主催：鶴見区子ども会育成連合協議会

共催：鶴見区社会福祉協議会、鶴見区アクションプラン推進委員会
鶴見区役所

報告書編集：鶴見区社会福祉協議会

鶴見区マスコットキャラクター つるりつぶ

